

請 求 書
(~~自動車~~燃料)

令和 6 年 月 日

登 別 市 長 様

氏名または名称及び住所
並びに法人にあつては
その 代 表 者 氏 名

電 話 番 号 ()

登別市議会議員及び登別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 6 年 7 月 2 8 日 執行 登別市長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先 金融機関名 銀 行
信用金庫 本・支店
信用組合
預 金 種 目 1 普通預金 2 当座預金
口 座 番 号
ふ り が な
口 座 名 義 人

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合は、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 号第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 号の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 号の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、登別市に支払いを請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。